

2.20 オーストリア

2.20.1 概要

人口は 886 万人（2019 年）²²³、面積は約 8.4 万平方キロメートルで北海道とほぼ同じである²²⁴。

ヨーロッパ大陸のほぼ中央に位置する。国土の約 6 割が山岳地帯で、中南部をアルプス山脈が東西に走り、北部をドナウ川が東西に貫流する。農地は主に東部に集中している²²⁵。畜産が盛んで、生乳、牛肉、豚肉等の生産額が多い。主要農産物は、てん菜、小麦、とうもろこし、大麦、じゃがいも、りんご、ぶどう等である。国土の多くが森林地帯であることから、林業が重要な産業である。小規模な兼業農家が多いものの、有機農業の成長率は EU で一番高く、量ではなく質の向上を目指す農業が実践されている。



1 経営体当たりの平均経営面積は 20.1ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 1.1%（日本は 1.1%）である²²⁶。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	オーストリア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	4,555	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	52	1.1	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からオーストリアへの輸出額が約 360 万 US ドルであるのに対し、オーストリアから日本への輸入額は約 3 億 3,700 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料、その他の調製食料品、非食用油脂であり、オーストリアからの輸入上位品目は製材、豚肉、木製建具及び建築用土木品である。

²²³ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Austria」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-sk_en.pdf

²²⁴ 外務省「オーストリア共和国（Republic of Austria）基礎データ」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/austria/data.html>

²²⁵ Britannica「Austria」<https://www.britannica.com/place/Austria>

²²⁶ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Austria」※再掲

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→オーストリア)	輸入 (オーストリア→日本)	日本の収支
総額	1,215	2,117	▲902
農林水産物	3.6	337	▲334
農林水産物のシェア	0.3	15.9	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→オーストリア（単位：万 US ドル%） 輸入：オーストリア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	74	20.4	製材	11,515	34.1
その他の調製食料品	64	17.7	豚肉	5,428	16.1
非食用油脂	46	12.8	木製建具及び建築用土木品	5,095	15.1
砂糖以外の糖類	42	11.5	構造用集成材	4,916	14.6
茶	38	10.6	果実又は野菜のジュース	2,191	6.5
総額	361	100.0	総額	33,721	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ドイツ語で Geschützte Ursprungsbezeichnung、地理的表示保護（PGI）は Geschützte geografische Angabe と呼ぶ。オーストリアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 10 件、PGI 5 件、合計 15 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO はチーズ、PGI は肉製品、果物・野菜・穀類が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	-	2
Class 1.3. チーズ	6	-
Class 1.5. 油脂	-	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	4	2
総数	10	5

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.20.2 GI 監視スキーム

オーストリアでは、GI に関する政策を所掌する中央機関が 2 つあり、連邦社会問題・保健・保障・消費者保護省（BMSGPK）が農産物・食品、スピリッツを担当し、連邦農業地域観光省（BMLRT）がワインを担当する。このような分担は、ドイツ連邦に類似する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
連邦社会問題・保健・保障・消費者保護省 (Bundesministerium für Soziales, Gesundheit, Pflege und Konsumentenschutz : BMSGPK)	Stubenring 1 1010 Vienna	Tel. +43 1711000 Fax: +43 17158258 E-mail: post@sozialministerium.at Website: https://www.sozialministerium.at/
連邦農業地域観光省 (Bundesministerium für Landwirtschaft, Regionen und Tourismus : BMLRT)	同上	Tel. +43 171100 Fax. +43 171100-606503 Email: service@bmlrt.gv.at Website: https://www.bmlrt.gv.at/

EUIPO (2017)²²⁷ ただし、省庁名は 2020 年 1 月に改称。

GI 監視は、オーストリアに 9 つある州政府の担当である。中央政府ではなく地方政府が管理当局となるのは、ドイツやスペインと同様である。中央政府は政策立案、モニタリングや研修の調整を行い、州政府当局は中央政府の方針に基づき政策を実行し、GI の管理、監査団体（Control bodies）の承認、市場監視等、サプライチェーン全体の監視を行う。市場監視の対象はリスク分析に基づき決定され、一般的な食品検査の一環として事前通告なく実施される。BMSGPK の 2019 年の食品安全報告書によると PDO、PGI、TSG の名称利用について、地域当局が監査を実施したが、違反があったとの報告はない²²⁸。

ワインは特に厳しく管理されており、市場監視は農業省下の機関である連邦ワイン検査局（undesckellereiinspektion）が実施する。

他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は BMSGPK（セクション IX-公衆衛生、食品、医学・家畜法参照 IX / B / 16a 食品法及び識別）である²²⁹。

²²⁷ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²²⁸ BMSGPK, FOOD SAFETY REPORT 2019.
https://www.verbrauchergesundheit.gv.at/lebensmittel/lebensmittelkontrolle/LMSB_2019_Version_2020_06_03_ENG_1.pdf?7kdv4g

²²⁹ 2020 年 9 月現在
https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

GI 監視当局 (EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく)

機関名	住所	連絡先
ブルゲンランド州政府 Division 6 (食品監督ユニット E)	Europaplatz 1, 7000 Eisenstadt	Tel. +43 57600-2693 Email: post.a6@bgld.gv.at Website: www.burgenland.at
ケルンテン州政府 Department 5 (ヘルス・ケアコンピテンスセンター)	Meßtalerstraß 1, 9020 Klagenfurt	Tel. +43 50536-15019 Email: lmi.abt5@ktm.gv.at Website: www.ktn.gv.at
ニーダーエステライヒ州政府 家畜・食品監査部	Landhausplatz 1, 3100 St. Pölten	Tel. +43 27429005-12689 Email: post.LF5-LM@noel.gv.at Website: www.noel.gv.at
オーバーエステライヒ州政府 食品セキュリティ・家畜部門	Bahnhofplatz 1, 4021 Linz	Tel. +43 7327720-14272 Email: la.esv.post@ooe.gv.at Website: www.land- oberoesterreich.gv.at
ザルツブルグ州政府 食品監督ユニット9/03	Sebastian-Stief- Gasse 2, 5020 Salzburg	Tel. +43 6628042-2961 Email: lebensmittelaufsicht@salzburg.g v.at Website: www.salzburg.gv.at
シュタイヤマルク州政府 ヘルス・ケア管理局食品監督 部	Friedrichgasse 9, 8010 Graz	Tel. +43 316877-3541 Email: ebensmittelaufsicht@stmk.gv.at Website: www.gesundheit.steiermark.at
チロル州政府 農業部、食品監督部	Bozner-Platz 6, 6020 Innsbruck	Tel. +43 512508-2852 Email: ebensmittelaufsicht@tirol.gv.at Website: www.tirol.gv.at
フォアアールベルク州政府 Division IVb (ヘルス・スポー ツ)	Landhaus 6901 Bregenz	Tel. +43 5574511-24222 Email: iand@vorarlberg.at Website: www.vorarlberg.at
ウィーン州政府 マーケットオフィス部 (MA59)	Spittelauer Lände 45 1090 Wien	Tel. +43 14000-59210 Email: post@ma59.magwien.gv.at Website: www.wien.at

欧州委員会ウェブサイト²³⁰



Waldviertel(バルトフィアテル) 産黒ケシの実 (PDO)

チロル産ベーコン (PGI)

²³⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

2.20.3 GI 侵害の事例

オーストリアを舞台として、イタリアの GI コンソーシアムとドイツの生産者が争った事例がある。

「カンボゾーラ」対「ゴルゴンゾーラ」問題

「ゴルゴンゾーラ（Gorgonzola）」は 1996 年に登録されたイタリアの PDO チーズである。しかし、ドイツで生産されたチーズが「カンボゾーラ（Cambozola）」という商標で 1983 年からオーストリアで販売されていた。

ゴルゴンゾーラのコンソーシアムは販売の差し止めを求めてウィーン商業裁判所に訴訟を提起、ウィーン裁判所は欧州司法裁判所に照会した。1999 年、欧州司法裁判所は「カンボゾーラ」は PDO で保護されるべき「ゴルゴンゾーラ」を想起させると判断。しかし、カンボゾーラの商標は、ゴルゴンゾーラが PDO 登録される以前に取得されており、先行商標の継続使用の判断は、各国の裁判所の裁量とした。また想起させるということが、消費者を欺いているとは限らないと指摘した。

カンボゾーラはドイツの代表的なブルーチーズとして現在でも生産、販売されている。

(<https://curia.europa.eu/en/actu/communiqués/cp99/cp9911en.htm>)

また、GI 登録を巡り、近隣諸国との間で問題になることが多い。中・東欧地域では歴史的に国境が変遷していることもあり、同じ食品の名称が現在の国境を越えて広く使用されるなど、GI を特定の国に帰属認定することが困難な事例が散見される（以下、再掲）。

- チェコのトヴァルシュキチーズ（Olomoucké tvarůžky）の PGI 登録（2010）により、オーストリアの Olmützer Quargel（オロモウツチーズ）の生産者は名称を変更しなければならなくなった
- チェコのカルロヴィヴァリ・ウェハース（Karlovarské oplatky）の PGI 登録（2011）により、オーストリア Karlsbader Oblaten（カルロヴィヴァリ・ウェハース）の産者は名称を変更しなければならなくなった
- スロベニアのクランスカ・クロバソーセージ（Kranjska klobasa）が PGI 登録（2015）されたが、協議の結果、オーストリアの生産者はこれまで使用してきた 4 つの名称（Käsekrainer, Schweinskrainer, Osterkrainer Bauernkrainer）を継続して利用できるよう配慮された

2.20.4 対抗手段

オーストリアの GI 侵害の窓口は、9 つの州政府である。例えばウィーン州の場合、担当は州政府内のマーケットオフィス部（MA59）であり、同部署は 2019 年度、食品及び消費者保護に係る案件約 8 万件に対応している。²³¹さまざまな食品安全検査及び食品表示の監視を実施したほか、Europol、Interpol、連邦警察と連携して食品詐欺の捜査にも協力した。また、消費者からの食品に関する苦情も受け付けており、問題のある食品に関する情報、写真、実物も MA59 課に提出することができる」とされている。

オーストリアでは、GI 侵害の行政措置は、農産物・食品及びスピリッツの場合、違反の重大性に応じて監視当局の裁量により決定される。ワインの場合は、ワイン法に規定された罰金や禁固刑が科される。

特に GI 名称の模倣や GI を想起させる「～的」「～風」などの使用、誤解を生じさせる形で使用した場合、商標法に基づき 360 日を上限として 1 日単位で罰金を科される。

行政ルートのほか、民事手続きとして裁判所を通じた違反品の流通差し止め、破壊、損害賠償、情報、権利侵害事実の公開の請求等が可能である。担当裁判所はウィーン商業裁判所である。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

オーストリアにおける GI 侵害の窓口は、9 つの州政府。

※例えばウィーンの場合：ウィーン州政府マーケットオフィス 59 課

Tel. +43 14000-59210

Fax. +43 14000-9959210

Email: post@ma59.wien.gv.at

連絡方法

電話、ファックス、電子メール、郵送等。

保護のしくみ

申し立て後の行政当局の対応に関する詳細は見当たらないが、通報を受けて当局職員による実地調査、事業者への改善指導、場合に応じて行政措置が講じられると思われる。

²³¹ <https://www.wien.gv.at/statistik/leistungsbericht/ma59/index.html>

2.20.5 関連法令

オーストリアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²³²に基づいている。

GI 根拠法令

- EU Quality Regulations Implementation Act (EU-Qualitätsregelungen-Durchführungsgesetz : EU-QuaDG)

行政の取り締まりを規定する法律

- EU Quality Regulations Implementation Act (EU-Qualitätsregelungen-Durchführungsgesetz : EU-QuaDG)
- The Austrian Wine Act

民事手続きを規定する法律

- The Austrian Trade Mark Protection Act (オーストリア商標保護法)
- The Austrian Act Against Unfair Competition (Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb : UWG) (不正競争法)

刑事手続きを規定する法律

- The Austrian Trade Mark Protection Act (オーストリア商標保護法)
- The Austrian Criminal Code (オーストリア刑法)

²³² EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.20.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、オーストリアでは 3 件が登録されている。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.4. その他動物製品（卵蜂蜜等）	3
総数	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する国内制度としては、AMA 品質保証ラベル（AMA-Gütesiegel）がある。²³³AMA は、1992 年オーストリア共和国農業市場法（Austria Agrar Markt）に基づき 1993 年に設立された制度である。連邦農業地域観光省の監督のもと、Agricultural Market Austria Marketing GesmbH が運営する。対象は、食肉・牛乳・乳製品・チーズ及びヨーグルト等の乳加工食品である。

²³³ <https://amainfo.at/konsumenten/siegel/ama-guetesiegel>